

## ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱

(制定 平成24年1月30日)

(一部改正 平成26年6月 3日)

(一部改正 平成27年8月27日)

(一部改正 平成28年5月31日)

(一部改正 平成29年4月26日)

(一部改正 平成30年3月30日)

(一部改正 平成31年2月28日)

(一部改正 令和2年3月12日)

(一部改正 令和3年4月 1日)

### (趣旨)

**第1条** 福島県は県内における製造業等の民間企業（以下「企業」という。）の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与するため、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内で、ふくしま産業復興企業立地補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、地域経済産業復興立地推進事業費補助金交付要綱（平成23年12月9日付け平成23・12・05財地第1号経済産業省地域経済産業審議官通知）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 新設

第4条に定める指定を受けた日から令和5年度末までに新たに事業の用に供する工場、研究所、物流施設又は設備（以下「工場等」という。）を県内に設置し、操業開始することをいう。

#### (2) 増設

既に県内に工場等を有する企業が、第4条に定める指定を受けた日から令和5年度末までに新たに工場等を設置し、操業開始することをいう。

#### (3) 製造業

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいう。

#### (4) 工場

製造業の用に供される施設をいう。

(5) 研究所

日本標準産業分類において製造業、自然科学研究所に分類される産業が設置する研究施設をいう。

(6) 物流施設

日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていないもの。

(7) 輸送用機械、半導体、医療福祉機器、エネルギー、農商工連携の各関連産業  
　　製造業のうち、主たる製品品目が輸送用機械関連、半導体関連、医療福祉機器  
　　関連、エネルギー関連若しくは農商工連携関連である製品、又はこれらの製品を  
　　構成する部品、又はこれらを製造するための装置の製造を行う業種と知事が認め  
　　る業種をいう。

(8) コールセンター、データセンター又はそれに類似する業種

ア　日本標準産業分類に掲げるコールセンター業、情報サービス業又はインターネ  
　　ット付随サービス業の用に供される施設をいう。  
イ　日本標準産業分類に掲げる映像・音声・文字情報制作業、技術サービス業（他  
　　に分類されないもの）、広告業又はその他の事業サービス業を営む者がデジタ  
　　ルコンテンツを制作する施設をいう。

(9) 投下固定資産額

地方税法第341条に規定する固定資産のうち工場等において当該業務の用に  
　　供するものの取得価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。ただし、投下固定資産額において当該業務の用に供するものとそれ以外のものとが区  
　　別しがたいときは、適切な比率をもって按分するものとする。

なお、割賦払に係るもので所有権移転をするものについては、その全額を資産  
　　として含むものとする。

(10) 新規地元雇用者

企業が補助金の補助率適用の基準となる起算日（以下「起算日」という。）以  
　　降、第9条で定める実績報告書を提出する日までに、新設又は増設に伴って当該  
　　工場等で勤務することを前提として直接雇用する社員のうち、県内に住所を有  
　　し、勤務する者をいう。

なお、当該工場等で勤務するため、県外から県内に住所を移転した直接雇用す  
　　る社員としての転入雇用者を含むものとする。

(11) 警戒区域等

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定  
　　に基づく警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう。

### (補助対象企業)

**第3条** 補助金の交付対象となる企業（以下「補助対象企業」という。）は、工場等を新設又は増設する次のいずれかに該当する企業であって、知事が指定した企業（以下「指定企業」という。）とする。ただし、補助対象企業が設立した企業、株式の大部分を所有する又は連結決算を行う企業等、密接な関係があると認められる企業については、同一企業とみなす。

- (1) 製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、エネルギー、農商工連携の各関連産業業種
- (2) 平成29年6月2日付け企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条に定める指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）のうち製造業及び研究所を設置する業種
- (3) 第2条（6）で規定する物流施設を設置する業種
- (4) コールセンター、データセンター又はそれに類似する業種
- (5) 知事が特に認める企業

### (補助対象企業の指定)

**第4条** 前条の規定による指定を受けようとする企業は、原則として工場等の建設工事に着手する前に、ふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定（変更）申請書（以下「補助金対象企業指定（変更）申請書」という。）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、補助対象企業として知事の指定を受けなければならない。

- (1) 立地予定位置図（2万5千分の1又は5万分の1の地形図）
- (2) 工場等の主要施設の配置計画図（500分の1程度の縮尺による図面）
- (3) 定款及び沿革を明らかにした書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 最近の3年間における決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）
- (6) 企業立地協定確認書（第2号様式）※3部提出
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（第1号参考様式）
- (8) 役員等一覧（第2号参考様式）
- (9) その他知事が必要と認めるもの

2 補助事業を共同で実施しようとする企業は、主たる企業が従たる企業からの委任に基づき、前項の指定（変更）申請を行わなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、別表第1に合致するかどうか審査した上で補助対象企業として指定し、ふくしま産業復興企業立地補助金補助対象企業指定（変更）通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

- 4 知事は、補助対象企業に対し、必要に応じて、事業計画の内容について報告を求めることができる。
- 5 指定企業は、補助金対象企業指定（変更）申請書の内容について、補助金の対象となる経費が10%を超えて増減する場合又は工事等の日程の変更（令和3年度末までの操業開始が令和4年度末までとなる場合又は令和4年度末までの操業開始が令和5年度末までとなる場合に限る。）がある場合については、補助金対象企業指定（変更）申請書により変更申請しなければならない。

#### （指定の取消し等）

**第5条** 知事は、指定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、指定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 本補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しているとき。

#### （補助対象経費）

**第6条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、投下固定資産額（土地購入費を含む。）及びこれと合わせて実施する付帯工事費（土地造成費を含む。）とする。

#### （契約等）

**第6条の2** 補助対象企業は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、次の措置を講じるものとする。

- (1) 契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
- (2) 契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (3) 知事は、補助対象企業が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象企業は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- (4) 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象企業

は、必要な措置をとること。

#### (補助率等)

**第7条** 補助金の交付要件等は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助対象企業が、令和4年度末までに工場等の設置に着手しない場合、又は令和5年度末までの操業開始が見込めない場合は、指定を取り消すものとする。ただし、いずれの場合も知事がやむを得ないと事前に認めた場合は、この限りではない。

#### (指定の承継)

**第8条** 合併、その他特別な理由により、指定企業から補助金の交付対象となった事業を承継した企業は、補助対象企業の指定を承継することができる。

- 2 前項の規定により指定の承継を受けようとする企業は、当該事業を承継した日から30日以内に、ふくしま産業復興企業立地補助金指定承継申請書（第4号様式）に承継を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、別表1に合致するかどうか審査した上で受理し、ふくしま産業復興企業立地補助金指定 承継受理通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

#### (補助金交付申請の様式等)

**第9条** 規則第4条第1項の申請書は、ふくしま産業復興企業立地補助金交付申請書（第6号様式）によるものとし、その提出時期は、原則として、第10条に定める実績報告書を提出する年度と同一年度とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 取得した固定資産の明細書
  - (2) 固定資産の取得に要する費用が確認できる書類（売買契約書、工事委託契約書、見積書、振込書の写し等）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 4 補助金の交付申請を行う企業は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額うち、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- 5 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、ふくしま産業復興企業立地補助金交付決定通知書（第7号様式）により、通知するものとする。
- 6 前項の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して行うことが

できる。

- 7 第5項の規定による補助金の交付は、補助対象企業が第3条に該当していることを確認した上で行う。
- 8 第6項の規定による分割交付期間中に補助金対象企業が会社更生法・民事再生法の申請を行った場合は、当該年度以降の補助金交付を停止し、知事の指示を受けなければならない。

#### (交付の条件等)

**第9条の2** 指定企業は、規則第6条第1項の規定に基づき補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の計画内容及び補助対象経費の総額を変更しようとするとき又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、ふくしま産業復興企業立地補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式－2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 規則第6条第1項第1号及び前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費（補助対象経費に限る。）の10%以内の減額
  - (2) 事業計画の細部を変更する場合
- 3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 4 知事は第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

#### (補助金実績報告書の様式等)

**第10条** 規則第13条第1項の実績報告書は、ふくしま産業復興企業立地補助金実績報告書（第8号様式）によるものとし、その提出時期は、操業を開始した日の属する会計年度の次年度末若しくは令和5年度末までのいずれか早い時期までとする。

- 2 規則第13条第1項及び第2項に規定する添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 工場等概要説明書（敷地面積、建築面積、緑地面積、生産品目、業種分類、従業員数）
  - (2) 工場等の配置図
  - (3) 新規地元雇用者を証する書類
  - (4) 工場等の完成写真
  - (5) 取得した固定資産の明細書及び振込書等の写し
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 実績報告書及び実績報告書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

- 4 補助金の実績報告を行う企業は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して実績報告をしなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- 5 知事は、第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、審査の上、ふくしま産業復興企業立地補助金補助金額確定通知書（第9号様式）により、通知するものとする。

#### （補助金の交付の請求）

- 第11条** 第10条第5項の規定による補助金額確定通知を受けた企業は、ふくしま産業復興企業立地補助金交付請求書（第10号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要であると認める場合は、概算払いをすることができる。
  - 3 前項の規定による概算払いの交付について、企業は、第9条第5項の規定による交付決定通知を受けた後、ふくしま産業復興企業立地補助金概算払請求書（第11号様式）により、請求するものとする。
  - 4 第2項の規定による概算払いの交付は、1回限りとし、概算払請求額は交付決定額うち支払いが完了した部分の1／2を限度とする。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第12条** 補助金の交付を受けた企業は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額が確定した場合には、ふくしま産業復興企業立地補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第12号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項に定める報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （事業の承継）

- 第13条** 合併、その他特別な理由により、補助金の交付を受けた企業から補助対象となった工場等を承継しようとする企業は、ふくしま産業復興企業立地補助金事業承継申請書（第13号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、別表第1に合致するかどうか審査した上で受理し、ふくしま産業復興企業立地補助金指定承継受理通知書（第14号様式）により、通知するものとする。

#### (事業休止等の届出)

**第14条** 補助金の交付を受けた企業は、補助金の交付後10年以内に補助金の交付対象となった工場等の操業を休止し、又は廃止するときは、事前に、ふくしま産業復興企業立地補助金操業休止（廃止）届（第15号様式）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

#### (交付申請の取下げ)

**第15条** 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (交付の取消し等)

**第16条** 知事は、補助金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 本補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 工場等の操業後10年以内に操業を休止し、又は廃止したとき（災害により事業の操業が継続できなくなった場合又は企業経営の悪化により倒産した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に關係しているとき。

#### (財産の処分の制限)

**第17条** 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間（以下「耐用年数期間」という。）とする。

2 県は、補助金の交付を受けた企業が前項の規定による期間内に取得財産等を処した場合は、企業に対し、補助金相当額の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

#### (会計帳簿等の整備等)

**第18条** 補助金の交付を受けた企業は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後10年間又は投下固定資産の耐用年数期間を経過するまで保存しておかなければならない。

2 知事は、補助金の交付を受けた企業に対し、定期的に立入検査をし、補助事業の

内容について報告を求めることができる。

#### (その他)

**第19条** この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年1月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月3日から施行し、平成26年度の交付申請から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月27日から施行し、平成27年9月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱第4条の規定により対象企業の指定を受けている企業であって、改正後の要綱の適用日までに交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による変更申請を行い、指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月31日から施行し、平成28年6月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日までに対象企業の指定を受けている企業であって、改正後の要綱の適用日までに交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による変更申請を行い、指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月27日から適用する。
- 2 平成29年3月31日までに対象企業の指定を受けている企業であって、改正後の要綱の適用日までに交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による変更申請を行い、指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日までに対象企業の指定を受けている企業であって、改正後の要綱の適用日までに交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による変更申請を行い、指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月28日から施行し、平成31年3月1日から適用する。
- 2 平成31年2月28日までに対象企業の指定を受けている企業であって、改正後の要綱の適用日までに交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による変更申請を行い、指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年3月13日から適用する。
- 2 改正後の要綱の適用日までに、対象企業の指定を受けている企業であって交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の適用日までに、対象企業の指定を受けている企業であって交付申請を行っていない企業のうち、工事等の日程や投資計画及び資金調達計画などの変更について、第4条に定める「補助金対象企業指定(変更)申請書」による指定の変更を受けていない企業については、改正前の要綱第7条第2項の規定を適用するものとする。

別表第1（第4条、7条、8条、13条関係）

区分	要件														
1 交付要件	<p>次の表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。</p> <p>なお、この要件の範囲内において、知事が特に必要と認める場合には、その新規地元雇用者数に対する投下固定資産額の値を緩和することができるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>投下固定資産額 5千万円以上</td><td>新規地元雇用者数 3人以上</td></tr> <tr> <td>投下固定資産額 1億円以上</td><td>新規地元雇用者数 5人以上</td></tr> <tr> <td>投下固定資産額 10億円以上</td><td>新規地元雇用者数 10人以上</td></tr> <tr> <td>投下固定資産額 50億円以上</td><td>新規地元雇用者数 50人以上</td></tr> <tr> <td>投下固定資産額 100億円以上</td><td>新規地元雇用者数 100人以上</td></tr> </table>			投下固定資産額 5千万円以上	新規地元雇用者数 3人以上	投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上	投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上	投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上	投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上		
投下固定資産額 5千万円以上	新規地元雇用者数 3人以上														
投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上														
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上														
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上														
投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上														
2 補助率	<p>補助率の上限は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以内とする。ただし、3年目以降におけるその他県内地域における中小企業については、1/2を上限とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目以降</th></tr> <tr> <td>警戒区域等が解除された地域</td><td>3/4以内</td><td>2/3以内</td><td>1/2以内</td></tr> <tr> <td>上記以外の県内地域</td><td>2/3以内</td><td>1/2以内</td><td>2/5以内 ※中小企業 1/2以内</td></tr> </table>			区分	1年目	2年目	3年目以降	警戒区域等が解除された地域	3/4以内	2/3以内	1/2以内	上記以外の県内地域	2/3以内	1/2以内	2/5以内 ※中小企業 1/2以内
区分	1年目	2年目	3年目以降												
警戒区域等が解除された地域	3/4以内	2/3以内	1/2以内												
上記以外の県内地域	2/3以内	1/2以内	2/5以内 ※中小企業 1/2以内												
3 補助限度額	<p>一つの補助対象企業に対する補助金は200億円を限度とする。</p>														

#### 備考

- (1) 交付要件における投下固定資産額からは、土地購入費を除くことができる。
- (2) 補助率の数値を適用する基準となる年度は、平成24年度末までを1年目、平成25年度末までを2年目、令和3年度末までを3年目以降とする。ただし、この要綱の施行後に警戒区域等が解除された地域は、解除された日から1年間を1年目とし、以降、令和3年度末までを限度に2年目、3年目以降とする。
- (3) 平成23年10月21日以降に企業が知事及び立地地域の市町村長と工場等の新設及び増設の実施を約し、当該事業に着手した場合、補助対象事業を平成23年10月21日まで遡及することとする。
- (4) 平成23年3月11日以降に企業が知事及び立地地域の市町村長と工場等の新設及び増設の実施を約し、当該事業に着手した事業のうち、平成23年10月21日までに完了していない事業で、本県の産業復興のために資するものと知事が特に認めた事業を補助対象事業とることができる。